

浄化槽保守点検業者登録の手引き

第1編	登録の申請等の概要	1
1	登録の申請（新規・更新）	2
	（1）提出書類	2
	（2）提出部数	3
	（3）提出先	3
	（4）手数料	4
	（5）登録申請の流れ	4
2	登録を拒否する場合	5
3	遵守事項	6
	（1）保守点検業務の実施について	6
	（2）保守点検の記録の作成及び保存（浄化槽法施行規則第5条）	6
	（3）浄化槽管理士研修（条例第9条の2）	6
	（4）法定検査未受検者、清掃未実施者に対する通知 （条例第10条第2項）	6
	（5）標識の掲示（条例第11条）	7
	（6）帳簿の備付け（条例第12条）	7
4	保守点検実施状況の報告について	8
	（1）報告方法	8
	（2）報告方法の選択、「報告くん」ID・パスワードについて	8
	（3）具体的な報告方法等について	8
第2編	登録後の手続等	9
1	変更の届出	9
	（1）変更の届出をしなければならない場合	9
	（2）変更の届出の添付書類	9
	（3）提出部数	10
	（4）提出先	10
2	廃業等の届出	11
	（1）廃業等の届出をしなければならない場合	11
	（2）提出部数	11
	（3）提出先	11
3	報告徴収・立入検査	11
	（1）報告徴収	11
	（2）立入検査	11

第1編 登録の申請等の概要

「埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例」第2条の規定により、埼玉県内（さいたま市、川越市、川口市及び越谷市の区域を除く）で浄化槽保守点検業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければなりません。

さいたま市内、川越市内、川口市内及び越谷市内で浄化槽保守点検業を営もうとする者は、それぞれの市長の登録を受けなければなりません。

埼玉県への登録の申請等については、次のような所定の手続が必要です。

1 登録の申請（新規・更新）

新たに知事の登録を受ける場合、又は更新の登録を受ける場合には、すべてこの手続が必要になります。

なお、更新の登録の申請は、登録有効期間の満了日の30日前までに登録申請書を提出してください。（条例施行規則第1条）

※登録の有効期間は5年間です。満了日の概ね2か月前から更新の申請を受け付けます。

（1）提出書類

	必要書類	備 考
1	浄化槽保守点検業者登録申請書 (様式第1号 第1面)	
2	// (様式第1号 第2面)	記載しきれない場合は、枚数を適宜増やしてください。
3	// (様式第1号 第3面)	記載しきれない場合は、枚数を適宜増やしてください。
4	// (様式第1号 第4面)	
5	誓 約 書 (様式第2号)	
6	器 具 明 細 書 (様式第3号)	営業所ごとに別様とし、必ず器具の写真を添付してください。
7	浄化槽清掃業者名簿 (様式第4号)	記載しきれない場合は、枚数を適宜増やしてください。
8	浄化槽管理士免状の写し	縮小コピーでも結構です。
9	(法人の場合) 登 記 事 項 証 明 書	省略可能。 省略する場合は様式第1号第1面の余白に13桁の法人番号*を記載してください。
10	(個人の場合) 住 民 票 の 抄 本	県内に住所を有する場合、省略可能です。
11	浄化槽保守点検業務従事者名簿 (様式第5号)	記載しきれない場合は、枚数を適宜増やしてください。
12	営 業 所 の 案 内 図	
13	浄化槽保守点検カード	処理方式別に作成してください。
14	浄化槽管理士研修修了証の写し (更新登録の時のみ)	

* 法人番号は国税庁法人番号公表サイト (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>) で調べることができます。

※ 提出する書類で大きいものがある場合は、折り曲げるなどして、なるべく日本産業規格A4判にあわせてください。

(2) 提出部数

1) 窓口で提出する場合

正本 1 部

副本 1 部（控えとして申請者本人に返されます。）

2) 電子申請で提出する場合

「第 1 編 登録の申請等の概要 1 登録の申請（1）提出書類」について、「住民票の抄本」を除き、埼玉県電子申請システムから電子データにより提出してください。

なお、「住民票の抄本」については、別途郵送での提出（1 部）が必要です。（申請者が県外に住所を有する個人の場合のみ）

(3) 提出先

申請書等を提出する環境管理事務所は、次の区分のとおりとなります。

区分	住所等	提出先環境管理事務所
法人	県内	本店所在地を管轄する環境管理事務所
	県外	主たる営業所を管轄する環境管理事務所
個人	県内	申請者本人の住所を管轄する環境管理事務所
	県外	主たる営業所を管轄する環境管理事務所

※さいたま市、川越市、川口市及び越谷市の区域で業務を行う場合は、当該市長の登録が必要です。

住所等とは、次のことをいいます。

申請者が法人の場合 : その本店の所在地

申請者が個人の場合 : その住所

主たる営業所とは、次のことをいいます。

申請者の住所等が県外にあり、かつ法人である場合 :

本県内においてその法人を代表する営業所

申請者の住所等が県外にあり、かつ個人である場合 :

本県内においてその個人を代表する営業所

それぞれの環境管理事務所が管轄する地域については、「環境管理事務所管内図」や登録申請書様式第 1 号第 4 面を参照してください。

なお、住所、所在地又は県内における主たる営業所の変更に伴い、管轄する環境管理事務所が変更となる場合があります。以前に登録申請をした環境管理事務所に対して変更の届出を行い、次に登録の更新や変更の届出をする場合は、新たに管轄することとなった環境管理事務所ですて手続を行ってください。

(4) 手数料

原則としてキャッシュレス決済により、35,000円を納付してください。

【利用できるキャッシュレス決済方法（ブランド）】※令和8年4月1日時点
最新情報は埼玉県 HP でご確認ください。

①窓口で提出する場合

キャッシュレス決済方法	ブランド
クレジットカード及びデビットカード	Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club
電子マネー*	nanaco、WAON、楽天 Edy
コード決済	PayPay、au PAY、楽天ペイ、d 払い

*交通系 IC カードはチャージ金額の上限が登録手数料を下回るため利用できません。

※キャッシュレス決済手段をお持ちではない方はコンビニエンスストアなどで現金でお支払いいただくことも可能ですので、登録申請の際に窓口でお申し出ください。

②電子申請で提出する場合

キャッシュレス決済方法	ブランドなど
クレジットカード	Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club
コード決済	PayPay、au PAY、楽天ペイ、d 払い
ペイジー	(ペイジー番号を発行し、ペイジー対応の ATM*やインターネットバンキングの手続画面に発行した番号を入力することで支払ができる方法)

*ペイジー対応の ATM では現金で支払うことができます。

(5) 登録申請の流れ

環境管理事務所において登録申請書を受理した後、審査を行います。

登録の拒否事由に該当しない場合は、浄化槽保守点検業者登録簿への登録を行い、その旨を申請者及び営業区域の市町村に通知します。

※登録を受けた方は、水環境課ホームページに、登録番号、事業者名称、連絡先、営業区域等を掲載しています。

2 登録を拒否する場合

登録を受けようとした場合に、登録申請提出時に指定された期日までに手数料を納付しない場合及び次の事由のいずれかに該当するときは、登録を拒否します。

	登録の拒否事由
1	浄化槽法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 (条例第5条第1項第1号)
2	条例第13条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 (条例第5条第1項第2号)
3	浄化槽保守点検業者で法人であるものが条例第13条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその取消しの日から2年を経過しないもの (条例第5条第1項第3号)
4	条例第13条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 (条例第5条第1項第4号)
5	浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人* ¹ が上記1～4又は下記6のいずれかに該当するもの (条例第5条第1項第5号)
6	法人でその役員のうちに上記1～5のいずれかに該当する者があるもの (条例第5条第1項第6号)
7	① 県内に営業所を設置せず、又は営業所ごとに浄化槽管理士を置かない者 ② 営業区域ごとに業務を担当する浄化槽管理士を定めていない者 ③ 営業所ごとに、規則で定める器具* ² を備えてない者 (条例第5条第1項第7号)
8	登録申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき (条例第5条第1項柱書き)

*1 「法定代理人」とは、未成年者の親権者（父母）又は未成年後見人のことをいう。

*2 「規則で定める器具」とは、次のもの。

- 1 塩素イオン濃度測定器具、2 水素イオン濃度指数測定器具、3 水温計、
- 4 スカム厚測定器具、5 汚泥厚測定器具、6 汚泥沈でん率測定器具、
- 7 亜硝酸性窒素測定器具、8 透視度計、9 溶存酸素計、10 残留塩素測定器具、
- 11 顕微鏡

3 遵守事項

(1) 保守点検業務の実施について

- ・保守点検業務の実施に当たっては、保守点検の技術上の基準(浄化槽法施行規則第2条)を遵守すること
- ・保守点検は浄化槽管理士に行わせるか、又は浄化槽管理士による実地に監督のもとで行うこと(条例第10条第1項)
- ・保守点検業務を実施するときは、規則で定める浄化槽管理士であることを示す証明書を浄化槽管理士に携帯させること(条例第10条第2項)

(2) 保守点検の記録の作成及び保存(浄化槽法施行規則第5条)

- ・保守点検の実施結果の記録を2部作成し、1部を浄化槽管理者に交付し、その内容を説明すること
- ・1部を自ら3年間保存すること
- ・浄化槽管理者が承諾した場合は、実施結果の記録を電子データにより提供・保存することが可能

※保守点検の記録については、埼玉県で様式を定めていますので、これに基づいたものを使用してください。

(3) 浄化槽管理士研修(条例第9条の2)

所属する浄化槽管理士に、浄化槽管理士研修*を5年に1回(登録有効期間が満了するまでの間に少なくとも1回)受講させること。

*県が研修機関として指定する(一社)埼玉県浄化槽協会及び(一社)埼玉県環境検査研究協会が実施。実施時期については埼玉県HPに掲載。

※登録更新においては、浄化槽管理士の研修修了証の写しを添付することとしているので、計画的に受講してください。

(4) 法定検査未受検者、清掃未実施者に対する通知(条例第10条第2項)

保守点検を実施した浄化槽について、法定検査未受検又は清掃が未実施であることが分かったとき、条例規則様式第9号又は第10号により、速やかに浄化槽管理者に通知すること。

(5) 標識の掲示（条例第 11 条）

営業所ごとに、見やすい場所に次の標識を掲示すること。

← 40 センチメートル以上 →	
↑ 35 センチ メートル 以上 ↓	埼玉県浄化槽保守点検業者登録票
	氏 名 又 は 名 称
	登 録 番 号
	登 録 有 効 期 間
	浄 化 槽 管 理 士 の 氏 名

記載上の注意

「氏名又は名称」の欄に、法人にあっては代表者の氏名も記載する。また、浄化槽管理士の氏名の欄には、当該営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名を記入する。

(6) 帳簿の備付け（条例第 12 条）

営業所ごとに、次の事項に従って帳簿を備え付けること。

(ア) 帳簿の記載事項（条例施行規則第 10 条第 1 項）

1	浄化槽管理者の氏名又は名称
2	浄化槽の設置場所
3	保守点検を行った、又は監督した浄化槽管理士の氏名
4	保守点検の実施日
5	条例第 10 条第 3 項に基づく通知*を行った日 * 3（4）の法定検査未受検者または清掃未実施者に対する通知

※ 帳簿の様式は定められていませんので、各自で作成してください。

(イ) 帳簿の記載上の注意

帳簿は、毎月末日までに前月中に行った業務について、記載を終了させること。（条例施行規則第 10 条第 2 項）

(ウ) 帳簿の保存上の注意

帳簿は 1 年ごとに閉鎖し、閉鎖後 5 年間営業所ごとに保存すること。（条例施行規則第 10 条第 3 項）

4 保守点検実施状況の報告について

浄化槽法第 49 条第 2 項の規定に基づき、保守点検の情報について下記のとおり情報提供くださるようお願いします。

維持管理を実施したすべての浄化槽が対象となります。

(1) 報告方法

①埼玉県浄化槽維持管理情報報告ツール「報告くん」による報告

浄化槽維持管理情報報告ツール「報告くん」を用いて、スマートフォン（パソコンでも可）で保守点検時に随時報告する方法

②エクセルによる報告

報告様式に指定されている項目を記載したエクセルファイルにより、県電子申請システムから定期的に報告する方法

(2) 報告方法の選択、「報告くん」ID・パスワードについて

浄化槽保守点検業者登録を受けましたら、報告方法を（1）の①または②から選択し、（様式 1-1 号）浄化槽維持管理情報報告に係る申込書（保守点検）を県水環境課（a3070-14@pref.saitama.lg.jp）にご提出ください。

様式 1-1 号のご提出を確認次第、報告方法等をご連絡いたします。報告くんの場合は、システムのログインに必要な ID 及びパスワードをお知らせします。

報告内容を変更する場合も様式 1-1 号をご提出ください。

(3) 具体的な報告方法等について

報告方法の概要、様式、マニュアル、操作方法動画等を埼玉県 HP に公開していますので、詳細は以下をご参照ください。



埼玉県 HP

トップページ > くらし・環境 > 環境・エコ > 水環境 > 浄化槽に関する情報 > 浄化槽関連業者向けページ > 浄化槽維持管理情報報告「報告くん」の運用

第2編 登録後の手続等

1 変更の届出

(1) 変更の届出をしなければならない場合

次の事項のいずれかに変更が生じたときは、変更の日から30日以内に「浄化槽保守点検業者変更届出書」（様式第6号）を提出しなければなりません。（条例第6条第1項、条例施行規則第4条第1項）

1	氏名（名称）、住所（本店所在地）、（法人の場合）代表者の氏名
2	営業所の名称又は所在地
3	法人の役員の氏名
4	営業区域
5	営業所ごとに置かれた浄化槽管理士の氏名、その者が業務を担当する営業区域

(2) 変更の届出の添付書類

変更の内容が次のような場合には、それぞれ所定の添付書類が必要になります。（条例施行規則第4条第2項）

変更の内容	添付書類	備 考
氏名（名称）、 住所（本店所在地）、 （法人の場合）代表者の氏名 の変更	（個人の場合） 住民票の抄本* ¹ （法人の場合） 登記事項証明書* ²	* ¹ 県内に住所を有する場合、省略可能。 * ² 省略可能。省略する場合は様式第6号の余白に13桁の法人番号を記載してください。
役員の変更	登記事項証明書* ²	
新たに法人の役員になった者がいる場合	①登記事項証明書* ² ②誓約書（様式第7号）	
営業所の所在地に変更のあった場合	①様式第1号第3面 ②案内図	
営業所の名称の変更	様式第1号第3面	

※ 法人番号は国税庁法人番号公表サイト（<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）で調べることができます。

（次のページに続く）

(前ページから続く)

変更の内容	添付書類	備 考
新たに営業所を 設けた場合	①様式第1号第3面 ②様式第1号第4面 ③器具明細書（様式第3号） 及び当該器具の写真 ④浄化槽保守点検業務従事者 名簿（様式第5号） ⑤案内図	
新たに営業区域を 設けた場合	①様式第1号第4面 ②浄化槽清掃業者名簿（様式 第4号）	当該営業区域を担当する浄 化槽管理士を記入してくだ さい。
新たに浄化槽管理士 を置いた場合	①様式第1号第3面 ②様式第1号第4面 ③当該浄化槽管理士の免状の 写し	当該浄化槽管理士が所属す る営業所及び担当する区域 を記入してください。

（３）提出部数

1) 窓口で提出する場合

正本1通

副本1通（控えとして本人に返されます。）

2) 電子申請で提出する場合

「浄化槽保守点検業者変更届出書」及び「第2編 登録後の手続等1 変更の届出（2）変更の届出の添付書類」について、「住民票の抄本」を除き埼玉県の電子申請システムより電子データにより提出してください。

なお、「住民票の抄本」については、別途郵送での提出（1部）が必要です。
（申請者が県外に住所を有する個人の場合のみ）

（４）提出先

管轄する環境管理事務所

※住所、所在地等が変更になると管轄する環境管理事務所が変更になることがありますが、変更前の環境管理事務所に提出してください。

2 廃業等の届出

(1) 廃業等の届出をしなければならない場合

浄化槽保守点検業者に次のような事由が発生した場合には、浄化槽保守点検業の登録は効力を失い、その日から30日以内に「浄化槽保守点検業者廃業等届出書」(様式第8号)を、それぞれの事由ごとに定められた者が提出しなければなりません。(条例第7条、条例施行規則第5条)

	事 由	届出をする者
1	死亡した場合(個人)	その相続人
2	法人が合併により消滅した場合	その役員であった者
3	法人が破産により解散した場合	その破産管財人
4	法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
5	浄化槽保守点検業を廃止した場合	浄化槽保守点検業者であった個人又は法人の役員

(2) 提出部数

1) 窓口に提出する場合

正本1通

副本1通(控えとして本人に返されます。)

2) 電子申請で提出する場合

「浄化槽保守点検業者廃業等届出書」を、埼玉県の電子申請システムより電子データにより提出してください。

(3) 提出先

管轄する環境管理事務所

3 報告徴収・立入検査

(1) 報告徴収

この条例及び浄化槽法の施行に必要な限度において、浄化槽の保守点検業務に関し報告を求めることがあります。(条例第14条第1項・浄化槽法第53条第1項第5号)

(2) 立入検査

この条例及び浄化槽法を施行するため特に必要があると認めるときは、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、関係者に質問することがあります。(条例第14条第2項・浄化槽法第53条第2項)